

# 「あいち はぐみんプラン2020-2024」の中間見直しについて

## 1. 経緯等

- 「あいち はぐみんプラン2020-2024」（以下「はぐみんプラン」という。）と一体的に策定されている「子ども・子育て支援事業支援計画」については、国の基本指針（※1）により「教育・保育の量の見込み値（※2）」と「実績値」に乖離がある場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うこととされている。

### ※1 基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

### ※2 教育・保育の量の見込み値

市町村が住民のニーズ調査から把握した教育・保育の利用希望や実際の利用状況等に基づき算出した保育所等の利用を希望する人数。

- この基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこととされている。市町村計画との整合性を図るため、市町村における計画の見直し状況等を把握し、県計画の見直しを行う。（参考：計画策定時「教育・保育の量の見込み、確保方策【愛知県内全域】」）

- なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」の中間見直しにあわせ、はぐみんプランの基本施策全体を含め、必要に応じて取組の見直しを行う。

参考：計画策定時「教育・保育の量の見込み、確保方策【愛知県内全域】」

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1号認定	量の見込み ①	78,631人	77,447人	76,046人	74,929人	74,166人
	確保方策 ②	109,893人	109,530人	109,254人	108,737人	108,621人
	過不足 (②-①)	31,262人	32,083人	33,208人	33,808人	34,455人
2号認定	量の見込み ③	117,145人	116,363人	114,209人	112,660人	111,768人
	教育ニーズ	11,610人	11,472人	11,158人	10,975人	10,816人
	保育ニーズ	105,535人	104,891人	103,051人	101,685人	100,952人
	確保方策 ④	127,377人	127,591人	127,694人	127,717人	127,903人
	過不足 (④-③)	10,232人	11,228人	13,485人	15,057人	16,135人
3号認定	量の見込み ⑤	62,932人	64,692人	65,777人	66,354人	66,730人
	確保方策 ⑥	68,372人	70,106人	71,241人	71,741人	72,017人
	教育・保育施設	64,096人	65,560人	66,505人	66,820人	66,963人
	地域型保育事業	2,445人	2,715人	2,905人	3,071人	3,204人
	認可外保育施設等	1,831人	1,831人	1,831人	1,850人	1,850人
	過不足 (⑥-⑤)	5,440人	5,414人	5,464人	5,387人	5,287人

## 2. 主な見直しの範囲・考え方

### (1) 基本施策9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保 (p63-p83)

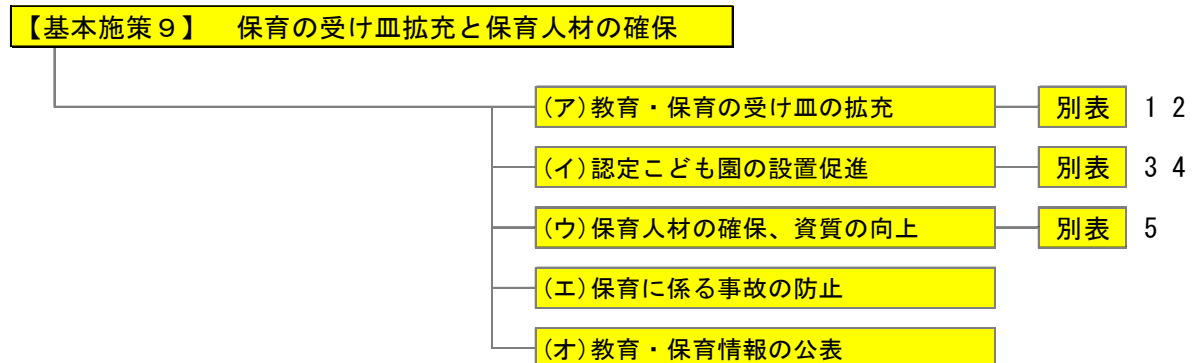
#### 【見直しの範囲】

基本施策9の別表（子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項における教育・保育の量の見込み、確保方策の表等）及び別表以外の必要部分

#### 【見直しの考え方】

市町村計画の見直し状況を踏まえ教育・保育の量の見込み等を示す「別表」を中心に、国の政策動向等の見直し状況を踏まえて各取組について必要に応じて見直しを行う。

(体系図)



### ○ 上記（ア）～（オ）（「今後の取組」項目）の見直し (p64-66)

国の政策動向等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### ○ 別表「子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項」の見直し (p67-83)

#### 1 区域の設定について (p67)

見直しなし。

#### 2 教育・保育の量の見込み、確保方策 (p68-81)

教育・保育の量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）の見直し状況等により策定される各市町村計画を基に、計画数値の見直しを行う。

#### 3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数 (p82)

見直しなし。

#### 4 認定こども園の目標設置数、設置時期 (p82)

認定こども園への移行調査の結果を踏まえ、施設設置の目標数とその時期について、区域ごとに見直しを行う。

#### 5 教育・保育等を行う人の見込み数 (p83)

市町村計画や独自調査による現任保育士数を基に、必要に応じて見直しを行う。

(2) 基本施策16 社会的養育の体制整備 (p121-p131)

【見直しの範囲】

基本施策16の今後の取組

【見直しの考え方】

2024年4月に施行される改正児童福祉法に対応するため、社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備など、新たに都道府県業務として位置付けられた項目について取組の追加等の見直しを行う。

(体系図)



○ 上記(ア)～(オ) (「今後の取組」項目)の見直し (p125-127)

改正児童福祉法の内容を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

- ・「社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備」などの内容を検討。

3. その他見直し事項

○ ヤングケアラー及びその家族への支援について

2022年3月に公表した「愛知県ヤングケアラー実態調査」の結果を踏まえ、ヤングケアラーとその家族を社会全体で支えていくため、2022年度から新たにヤングケアラー支援事業を実施していることから、取組の追加を検討する。

4. 見直しのスケジュール

- 11月 第1回子ども・子育て会議
- 1月 計画の見直し素案の作成、会議委員に素案に係る意見聴取
- 2月 最終案とりまとめ
- 3月 第2回子ども・子育て会議  
見直し箇所公表

5. 参考：はぐみんプランの基本施策と「3計画」の関係表

はぐみんプランの基本施策	3計画		
	子ども・子育て	子どもの貧困	児童虐待防止
1 キャリア教育の推進			
2 就労支援		★	
3 思春期保健対策の充実			
4 結婚支援			
5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援		★	
6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進		★	
7 男女共同参画の推進			
8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実		★	
9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保(別表)	★		
9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保(別表以外)	★		
10 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充		★	
11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	★	★	
12 子どもの健康の確保			
13 学校教育の充実		★	
14 青少年の育成			
15 児童虐待防止対策の推進	★		★
16 社会的養育の体制整備	★	★	★
17 障害のある子どもへの支援	★		
18 外国人の子どもへの支援		★	
19 子育てしやすい居住環境の整備			
20 安心できるまちづくりの推進			
21 地域の多様な主体との協働推進			
22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成			
23 経済的支援の充実		★	

★ …「はぐみんプラン」のうち、3計画に含まれる基本施策

☒ …今回見直しを行う範囲